

「石綿による健康被害の救済に関する法律第 37 条第 1 項の一般
拠出金率」（平成 18 年環境省告示第 150 号）の改正に伴う各
場合に依じた一般拠出金の算定について

一般拠出金については、申告事由（年度更新、事業廃止など）が生じた時点
により、適用する率が定まることとなるため、平成 26 年度の年度更新時にお
ける一般拠出金の算定の取扱いは以下のとおりとなる。

① 継続事業の取扱い

申告事由が年度更新（新年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に新
拠出金率（ $0.02 / 1,000$ ）を乗じた額

② 廃止事業の取扱い

拠出金率改定前（平成 25 年度中）に事業廃止をした事業が年度更新によ
る廃止をした場合、申告事由が廃止（旧年度）であるため、平成 25 年度の
賃金総額に旧拠出金率（ $0.05 / 1,000$ ）を乗じた額

**③ 個別事業場が平成 25 年度中に事務組合に委託した場合（事務組合委託事
業場が委託替え、あるいは委託解除し個別事業場となった場合）等の事務取
扱い上、一旦廃止処理を行った場合の取扱い**

上記②の取扱いと同様、申告事由が廃止（旧年度）となるため、平成 25
年度の委託替え等の時点までの賃金総額に旧拠出金率（ $0.05 / 1,000$ ）
を乗じた額

なお、委託替え等以降事業が継続している場合については、委託替え等以
降の部分は平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率（ $0.02 / 1,000$ ）を
乗じた額